

木材加工職種(機械製材作業)

作業の定義	製材機械を使用し、木材を木取りして製材、仕上げ、検査を行い、製材品を製造する作業をいう。 ※技能実習生を受け入れる事業所においては、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政産第168号林野庁長官）に基づく取組が行われていることを要件とする。 当該取組状況について、一般社団法人全国木材組合連合会の確認を受けた者であること。													
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	第1号技能実習		第2号技能実習											
	<p>(1)機械製材作業</p> <p>・製材作業</p> <p>(ア)製材機械の作業前点検</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製材機械の異物確認及び除去 2. 製材機械の消耗品の確認及び補充 3. 製材機械の油圧・空気圧の確認及び補充 4. 製材機械の切削部品の摩耗度・テンションの確認 5. のこ歯の装着状態の確認 6. 粉塵ダクト・エアコンプレッサーの稼働 7. 製材機械の動作確認 8. 作業確認後の報告 <p>(イ)のこ入れ作業</p> <p>・丸太からあらかじめ挽いておいた材を更に細分するためののこ入れ作業</p> <p>※ 背板から耳付き板までののこ入れ作業と耳付き板から板材までののこ入れ作業</p> <p>② 製材品の検査</p> <p>・規格寸法の検査</p>		<p>(1)機械製材作業</p> <p>・製材作業</p> <p>(ア)製材機械の作業前点検</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製材機械の異物確認及び除去 2. 製材機械の消耗品の確認及び補充 3. 製材機械の油圧・空気圧の確認及び補充 4. 製材機械の切削部品の摩耗度・テンションの確認 5. のこ歯の装着状態の確認 6. 粉塵ダクト・エアコンプレッサーの稼働 7. 製材機械の動作確認 8. 定期メンテナンス作業 9. 作業確認後の報告 <p>(イ)木取り方法の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 元口・末口の確認 2. 木表・木裏の確認 3. 木取り方法の決定 4. 製材品の使途用途の確認 5. 製材品規格の確認 6. 製材機械の条件設定作業 <p>(ウ)のこ入れ作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原材料の搬送作業 2. 丸太からあらかじめ挽いておいた材を更に細分するためののこ入れ作業 ※ 背板から耳付き板までののこ入れ作業と耳付き板から板材までののこ入れ作業 ※ 角材(サイズが大きく丸太に近いタイコ材を含む)や板材の のこ入れ作業で第1号で行った作業を含む。 <p>② 製材品の検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 規格寸法の検査 2. 欠点の検査 											
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	<p>(1)関連業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ①丸太、製材品、端材の運搬作業 ②運搬機械装置の取り扱い作業 ③選木・剥皮作業 ④製材品の結束・梱包作業 ⑤端材の処理作業 		<p>(2)周辺業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ①端材の段積み作業 ②製材品の保管作業 ③製材品の出荷作業 ④掃除作業 <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務)</p> <p>関連業務・周辺業務についても、事業所で行われる業務の一つであることから、必須業務と同様に作業安全に関する研修・教育を行う。 関連業務の運搬作業については、作業計画書の作成、運行経路の表示などの対策を行う。</p>											
使用する素材、材料等	<p>(1)原材料(スギ、ヒノキ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ、その他針葉樹、広葉樹)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①丸太 ②その他 <ol style="list-style-type: none"> i)背板 ii)タイコ材 iii)耳付き材 iv)板材 v)角材 													
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>(1)製材機械</p> <ol style="list-style-type: none"> ①帯のこ盤 ②丸のこ盤 	<p>(2)関連機械</p> <ol style="list-style-type: none"> ①集塵ダクト ②エアコンプレッサー ③レーザーマーカ ④のこ(チェーンソー含む) ⑤選木機 ⑥パーカー 	<p>(3)器具類・消耗品類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①のこ歯 ②コンベックス ③木材チョーク ④タッカ ⑤ノギス ⑥運搬機械装置(送材機) ⑦直定規 	<ol style="list-style-type: none"> ⑧鋼鉄製巻尺 ⑨清掃用具 ⑩結束テープ ⑪梱包用品 ⑫潤滑油 <p>(4)運搬機械</p> <p>・フォークリフト(特別教育又は技能講習が必要)</p>										
製品等の例	<p>板類、角類</p> <p>(用途別製材品の使用例)</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)建築用材</td> <td>①構造用(梁材、柱材、間柱)</td> <td>(2)土木用材</td> <td>工事現場足場材、タイコ材、とがし杭</td> <td>(4)梱包、パレット用材</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②造作用(化粧用) 腰板、床板、羽目板、巾木</td> <td>(3)建具、家具、木工</td> <td></td> <td>(5)チップ、おが粉</td> </tr> </table>				(1)建築用材	①構造用(梁材、柱材、間柱)	(2)土木用材	工事現場足場材、タイコ材、とがし杭	(4)梱包、パレット用材		②造作用(化粧用) 腰板、床板、羽目板、巾木	(3)建具、家具、木工		(5)チップ、おが粉
(1)建築用材	①構造用(梁材、柱材、間柱)	(2)土木用材	工事現場足場材、タイコ材、とがし杭	(4)梱包、パレット用材										
	②造作用(化粧用) 腰板、床板、羽目板、巾木	(3)建具、家具、木工		(5)チップ、おが粉										
移行対象職種・作業とはならない業務例	<p>(1)上記の関連業務及び周辺作業のみの場合</p> <p>(2)積層接着作業</p>													